

掛川市条例第50号

掛川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

掛川市農村環境改善センター条例（平成17年掛川市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

1,050円	1,050円	2,100円	1,050円
--------	--------	--------	--------

」を

「

1,080円	1,080円	2,160円	1,080円
--------	--------	--------	--------

」に改める。

別表第2中 「

2,100円	2,100円	4,200円	3,150円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円
530円	530円	1,050円	1,050円

」を

「

2,160円	2,160円	4,320円	3,240円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円
540円	540円	1,080円	1,080円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市農村環境改善センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」と

いう。)以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。